

条例等立案表

題名
徳島県立鳥居記念博物館管理規則の一部を改正する規則

課(室)名
文化の森振興室

担当者名
竹内勇

電話番号
三一四五

制定理由
鳥居博士の業績等について、より深く広く調査研究するため、徳島県立鳥居記念博物館の事業を改める必要がある。

あらまし
一 徳島県立鳥居記念博物館の事業に鳥居記念館資料に関する調査研究を行うことを追加することとした。

二 この規則は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

予算上の措置

考

関係法規

備

法規審議委員会

要・否

教育委員会規則第 号

徳島県立鳥居記念博物館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成 年 月 日

徳島県教育委員会

委員長

三好登美子

徳島県立鳥居記念博物館管理規則の一部を改正する規則

徳島県立鳥居記念博物館管理規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「利用者に対して」を削り、「行なう」を「行う」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 鳥居記念館資料に関する調査研究を行う。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

新	旧
<p>(鳥居記念館の事業)</p> <p>第二条 鳥居記念館は、次の事業を行う。</p> <p>一 鳥居記念館資料を収集し、保管し、及び展示する。</p> <p>二 鳥居記念館資料の利用に関し、必要な説明、助言、指導等をする。</p> <p>三 鳥居記念館資料に関する調査研究を行う。</p> <p>四 鳥居記念館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(鳥居記念館の事業)</p> <p>第二条 鳥居記念館は、利用者に対して、次の事業を行なう。</p> <p>一 鳥居記念館資料を収集し、保管し、及び展示する。</p> <p>二 鳥居記念館資料の利用に関し、必要な説明、助言、指導等をする。</p> <p>三 鳥居記念館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布する。</p> <p>2 (略)</p>